

平成22年6月

被疑者取調べの録音・録画の在り方について
～これまでの検討状況と今後の取組方針～

法 務 省

目 次

第1	はじめに	1 頁
第2	これまでの検討	
1	可視化の目的やメリットをどのように考えるか	1 頁
2	実務的に生じる問題点としてどのようなものが想定されるか	2 頁
(1)	膨大な事件数と取調べの多様性	2 頁
(2)	録音・録画が実施困難な場合	3 頁
(3)	記録媒体の視聴に関する問題	3 頁
3	現在行われている録音・録画の有効性をどのように考えるか	4 頁
4	取調べの適正を確保するため、どのような方策が採られているか	5 頁
5	可視化により捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者との関係においてどのような影響が生じ得るか	5 頁
(1)	被疑者の心理や供述態度に与える影響	6 頁
(2)	被害者を始めとする関係者に与える影響	6 頁
(3)	捜査手法に与える影響	7 頁
(4)	取調官に与える影響	8 頁
6	諸外国の制度はどのようになっているか	9 頁
(1)	概要	9 頁
(2)	アメリカ	9 頁
(3)	イギリス	10 頁
(4)	大韓民国	11 頁
(5)	まとめ	11 頁
第3	調査事項	12 頁
第4	今後の取組方針	
1	国家公安委員会委員長との協議	12 頁
2	検討の方向性	12 頁
	別紙1	事件数の内訳について（平成20年）
	別紙2	取調べの適正確保方策等
	別紙3	国内調査計画の概要
	別紙4	国外調査計画の概要

第1 はじめに

法務省では、録音・録画の方法による被疑者取調べの可視化を実現するとの千葉法務大臣の方針の下、平成21年10月、省内に、政務三役を中心とする勉強会（以下「勉強会」という。）及び加藤法務副大臣を座長とするワーキンググループ（以下「WG」という。）を設け、被疑者取調べの全面的な可視化を基本として、議論・検討を進めてきた。

第1回の勉強会においては、千葉法務大臣の指示の下、取調べの録音・録画制度の導入に関する主な論点を整理した上、次のような検討の方針が確認された。

- ① 当面の主な論点について順次取り上げて検討する。
- ② その議論の内容を踏まえて調査を要する事項について整理し、所要の調査を行う。
- ③ その上で、録音・録画の対象や特別な取扱いの要否など、その具体的な在り方を検討していく。

この方針に沿って、当面の主な論点についてWGで議論・検討した上、その経過や成果を勉強会に報告して更に検討を進め、これまで勉強会を5回、WGを20回にわたり行った。

これまでの検討を通じ、当初想定された主要な論点に関する議論が一定程度進み、調査を行うべき事項についても明らかになってきた。そこで、これまでの検討状況及び今後の調査・検討方針について、中間的に取りまとめることとした。

第2 これまでの検討

勉強会等においては、取調べの可視化を進めるに当たり検討しておかなければならない論点を抽出した上、利用可能な資料等を参照しつつ検討を行ってきた。主要な論点に関する検討状況は、次のとおりである。

1 可視化の目的やメリットをどのように考えるか

可視化のメリットとして指摘されている事柄の中でも何を目的として重視すべきであるのかを整理する必要があると考えられた。

可視化のメリットとしては、次のようなものを挙げることができる。

- ① 事後の検証を可能とすることにより取調べの適正を確保し、ひいては、誤判の発生を防ぐ。
- ② 裁判員制度の下における自白の任意性の判断を容易にする。

③ 録音・録画媒体を公判における証拠として利用できることから、供述調書の作成を省略することが可能となり、捜査の効率化に資する。

④ 裁判員が被告人の個性や属性を把握するのに役立つ。

可視化の検討に当たっては、上記のようなメリットを踏まえつつ、次のような指摘をも踏まえて、更に検討を深めていく必要があると考えられた。

すなわち、①については、これまで取調べに問題があった、あるいは、虚偽自白がなされたとされる個々の事例には様々なものがあることから、これらの事例を広く把握した上、その分析を通じ、そのような問題の防止に可視化がどのような効果を持ち得るかを更に検討する必要があると考えられた。

②についても、録音・録画媒体の再生時間によっては、裁判員の負担の問題は解消されないのではないかなどの指摘がある。そこで、個々の事件における取調べの時間、公判において取調べの在り方が問題となる頻度やその内容など、任意性等の争いに関する実情を把握した上で、これらの点との関連で、可視化の有効性について更に検討する必要があると考えられた。

また、④にも関連して、被疑者の中には、その知的能力等に起因する一定の事情により、取調官に迎合するなどして虚偽自白に至る者がいると考えられ、自白の信用性を検討する手段として、録音・録画が有用であるとの指摘もある。そのため、このような指摘を踏まえた可視化の在り方に関する調査・検討を進める必要もあると考えられた。

2 実務的に生じる問題点としてどのようなものが想定されるか

勉強会及びWGにおいては、全事件・全過程の録音・録画を実施することを基本として検討を進めてきたところであるが、これには、以下のような、解決しなければならない実務上の問題が伴うものと考えられた。

(1) 膨大な事件数と取調べの多様性

平成20年に全国の検察庁が受理した刑事事件の数及びその処分等の内訳は、別紙1のとおりであり、次のような点を指摘できる。

- 年間の受理件数は約199万2千件と膨大であり、このほかに微罪処分に付される事件も相当数ある。
- 送致された事件の内訳をみると、道交法違反事件や自動車運転過失致死傷事件が7割以上を占めている。
- 全事件のうち公判請求された事件は約6パーセントに過ぎない。
- 上記道交法違反等を除く事件のうち被疑者の身柄が勾留された事件も約12万1千件に過ぎない。

加えて、被疑者の取調べの主体には、警察官・検察官以外の多様な特別司法警察職員も含まれ、取調べの場所も、通常取調室に限らず、犯罪の現場やパトカー内、交番、病院、捜査官署内の大部屋など様々なものがある。

現在の実務では、ほぼすべての事件について取調べが行われているものの、その中には、いわゆる三者即日処理方式で処理される事件や微罪処分に付される事件も含まれている。これらについては、通常、供述の任意性が問題となることはないと考えられる。

また、近年、全国の裁判所において自白等の任意性が争われた事件は、裁判員制度の対象となる重大事件（年間2千数百件程度）においても全体の3パーセント程度に過ぎない。その他の中小事件を含めれば、任意性が争点となる事件の割合は、更に少ないことが予想される。

これらの膨大かつ多様な事件のすべてについて被疑者取調べの録音・録画を実施することが現実的であるかには疑問があると言わざるを得ない。また、およそ任意性が問題とならないと考えられる事件が相当数あるにもかかわらず、相当な負担・コストをかけてすべての取調べの録音・録画を実施しても、メリットに見合わないものとなることが懸念される。

(2) 録音・録画が実施困難な場合

現在、検察庁等で実施されている取調べの録音・録画についても、これを拒否する被疑者が一定数あることなどを考えると、取調べの録音・録画を義務付けたとしても、そのような環境下では供述を拒否する被疑者がかなりの数出てくることは避けられないと考えられる。また、少数言語を使う外国人が被疑者となる事件で通訳人から録音・録画への協力を得られない場合、録音・録画機器に不具合が生じるなどして使用できない場合など、取調べの録音・録画の実施が困難な場合も考えられる。

このように、そもそも実施が困難な場合について録音・録画の実施を義務付けるとすれば、捜査機関に不可能を強いることとなりかねない。

(3) 記録媒体の視聴に関する問題

被疑者の取調べは、いわゆる身柄事件においては、取調べ時間の合計が数十時間に及ぶこともまれではないとされる。このような長時間の取調べをすべて録音・録画することとした場合、警察における捜査主任官や主任検察官、弁護人は、そのすべてを視聴しなければならないこととなる。また、裁判官や裁判員においても、取調べの内容が争われた場合には、その全部又は大部分を視聴しなければならない事態が想定される。

仮に、これを実現しようとするれば、捜査機関だけでも、録音・録画及び再生のための器材の購入・配備費用、庁舎の改修費用、検察官・検察事務官・警察官の増員のための人件費など、相当な費用を要することとなると考えられる。こうした可視化に伴う負担・コストについては、やむを得ないものとの考え方もあり得るが、これが可視化のメリットに見合う合理的な負担・コストであるのか、また現実的といえるかについては、十分に検討する必要がある。

以上のような実務上の問題点を踏まえると、次のように考えられる。すなわち、およそすべての事件について一律に録音・録画を行うことの必要性は疑わしく、現実性にも欠けると考えざるを得ない。また、録音・録画の実施が困難な場合や取調べが長時間に及ぶ場合の公判段階における取扱いなどを考慮し、録音・録画を行うべき取調べの範囲についても、更に検討を要するものといえる。今後は、更に検察、警察等における取調べの実情について把握した上、可視化に要する負担・コストをも念頭に置きつつ、可視化の目的に照らして実施の必要性が高く、また、円滑かつ早期に実現可能な具体的な事件や取調べの範囲について調査・検討を行う必要があるものと考えられた。

3 現在行われている録音・録画の有効性をどのように考えるか

現在、検察及び警察においては、一部事件についてであるとはいえ、被疑者の取調べの録音・録画が実施されていることから、取調べの可視化の検討に当たっては、その実施状況を検証する必要があると考えられた。

検察においては、平成18年8月、裁判員制度対象事件に関し、任意性の効果的・効率的な立証方策の検討の一環として、検察官による被疑者の取調べのうち必要かつ相当と認められる部分の録音・録画の試行を開始した。そして、平成21年4月からは、裁判員制度対象事件であって、自白調書を証拠調べ請求することが見込まれる事件について、同様の録音・録画を実施してきた。また、警察においても、平成20年9月から、一部の都道府県警察において、裁判員制度対象事件における取調べの一部の録音・録画の試行を開始し、平成21年4月からは全国の都道府県警察において同様の録音・録画の試行を行ってきた。

平成20年4月から平成22年3月までの統計によれば、検察における録音・録画の実施件数は3791件、公判においてDVDが証拠として再生された事件が51件であり、そのうち、捜査段階の自白の任意性等が肯定されたものが48件、否定されたものが2件である。また、裁判員制度の下における公判

においても、本年6月11日時点で、既に6件においてDVDが再生され、いずれも任意性等が肯定されている。これらのことから、現在の録音・録画は、任意性を肯定する証拠としても否定する証拠としても有効であることがうかがわれる。

この録音・録画については、原則として自白後の取調べ状況のみが記録されることから、捜査機関による「よいところ取り」であるとの批判がなされることもある。その一方で、一旦録音・録画を開始した後は、被疑者がどのような供述をしようとも録音・録画を中断することなくすべてを記録し、これを一切編集することなく証拠化することから、むしろ取調べの適正確保にも資するとの指摘もある。そこで、その効果については、引き続き検証していく必要があると考えられた。

また、検察庁における録音・録画においては、被疑者が録音・録画を拒否した事件が対象事件全体の約6パーセントあり、さらに、録音・録画を実施した事件のうち、被疑者の供述内容が変化したものが約6パーセント、被疑者の供述態度が変化したものが約20パーセントあったとされている。このような取調べの一部録音・録画の実施により得られる経験は、録音・録画が被疑者の供述心理や供述内容等に与える影響を把握するための有力な資料となると考えられる。そのため、検察及び警察における取調べの録音・録画の実情についても引き続き検証し、その実情を把握していくことが必要と考えられた。

4 取調べの適正を確保するため、どのような方策が採られているか

近年講じられてきた取調べの適正確保に資する施策としては、別紙2のものがある。取調べの可視化のメリットの一つは取調べの適正確保にあると考えられることから、取調べの可視化を検討するに当たっては、これらの諸施策がどの程度有効に機能し得るかについても検討する必要がある。

現段階では、これらの諸施策の効果を十分検証できるだけの資料が収集されていないので、この点についての調査を実施して、実施・運用状況を把握する必要があるものと考えられた。

5 可視化により捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者との関係においてどのような影響が生じ得るか

取調べの可視化により捜査・公判に悪影響が生じ得るかどうかについて、既に可視化が実現している諸外国の経験等にかんがみて、特別な影響はなく、悪影響が生じるとする懸念は杞憂にすぎないとする意見がある。その一方で、捜査経験者等を中心に、可視化により、我が国においては最も重要な捜査手段で

ある取調べの機能が損なわれ、ひいては、真相の解明に困難を来すとの強い意見があり、大きな対立点となっている。これに関する主な論点は、以下のよう
なものである。

(1) 被疑者の心理や供述態度に与える影響

この点については、次のような指摘がなされている。

- 取調べの全過程を録音・録画した場合、被疑者は、自らの発言内容はもとより、供述をしている姿や様子までも逐一記録され、後にそれが公になり得ることを意識・警戒し、報復のおそれやしゅう恥心などから、真実を供述することをためらうこととなり、取調べを通じた事案の真相解明が困難となるのではないか
- 特に、組織的犯罪においては、組織関係者や被疑者の上位者の注視する中で供述を求めるに等しく、これらの者に関する供述を得ることが困難となるのではないか
- 不用意に不利益な供述をすることを警戒しておよそ供述を拒否する者や、録音・録画向けの作為的な供述や演技をする者が現れるのではないかなど。

これに対しては、次のような反論がなされている。

- ▽ 被疑者が供述をためらうようになることについては実証されていない
- ▽ 諸外国においても指摘されているような影響はない
- ▽ 組織的犯罪などにおいては、被疑者の同意又は申出を条件として、録音・録画を一時中断することを認めればよい など。

一方、これらの反論に対しても、次のような指摘がある。

- 検察庁の録音・録画に関する試行結果の検証において、録音・録画を拒否した者や録音・録画の際に供述内容、供述態度を変化させた者が相当数いた
- 諸外国においては、取調べ以外に強力な捜査手法が認められており、取調べの捜査における重要性が格段に低いなど、刑事手続全体における取調べの機能、役割が異なるとも考えられ、単純な比較はできない
- 録音・録画を拒否又は一時中断した事実自体から当該被疑者が所属組織や共犯者等について供述したことが明らかになってしまうことをおそれて、被疑者は拒否又は中断の申出ができないと考えられる など。

(2) 被害者を始めとする関係者に与える影響

この点については、次のような指摘がなされている。

○ 取調べにおいては、被害者らが他人に知られたくないと考えているプライバシーに触れることが多く、しかも、そこで語られる内容は、被疑者が被害者や関係者に責任を転嫁するなど、真実を反映しないものである場合も多々ある。また、捜査機関が収集した公になっていない証拠を示して被疑者に供述を求めることなどもある

○ これらのプライバシーや捜査の秘密等がすべて録音・録画されて公になると、被害者らのプライバシーが害されるおそれがあるのではないか

○ 被害者や参考人が、プライバシーが害されることをおそれ、被害申告や捜査協力をためらうこととならないか など。

これに対しては、次のような反論がなされている。

▽ 可視化を実現すれば、違法・不当な取調べはできないから、取調べ状況をめぐる争いは消滅し、DVDを再生しなければならない事件はほとんどなくなると考えられる

▽ 被害者のプライバシーや捜査上の秘密の保護については、証拠開示の制限規定の活用、公判でのDVDの再生の制限等により対処できる など。

しかし、これらの反論に対しても、次のような指摘がある。

□ 取調べの過程が録音・録画されていたとしても、被疑者・被告人が不適正な取調べを主張して供述の任意性を争い、その結果、取調べDVDを法廷で再生することが必要となる事態は避け得ない

□ 証拠開示やDVDの再生が制限されるかどうかは捜査段階において的確に見通すことができるものではない など。

(3) 捜査手法に与える影響

この点については、次のような指摘がなされている。

○ 現在の取調べにおいては、とりあえず供述調書を作成しないことを前提に真実を供述するよう説得し、被疑者から供述を得た上で、次に調書作成に応ずるよう説得するという手順を踏むこともままある

○ 録音・録画により供述が即座に証拠化される環境下では、特に重い刑罰が予想される重大犯罪では、真実を供述することのハードルが高くなり、供述が得られにくくなるのではないか

○ 調書化を前提としない供述に基づいて証拠を収集し、真相解明を図るといふ捜査手法が採れなくなるのではないか など。

これに対しては、

▽ 証拠開示や公判におけるDVDの再生を制限することによって対処でき

る

などの反論がなされている。このような反論に対しても、上記同様に、

□ 取調べの時点において、証拠開示やDVDの再生が制限されるかの確に見通すことができない

などの指摘がなされている。

(4) 取調官に与える影響

この点については、次のような指摘がなされている。

○ 取調官としては、録音・録画を意識し、自己のプライバシーに係る話をして説得したり、被疑者に同情を示して胸襟を開かせるような取調べを行い難くなるのではないか

○ また、長年をかけてそうした技術を培ってきた取調官の士気の低下も無視できない など。

これに対しては、

▽ 取調べ状況が事後的・客観的に検証されるべきは当然であって、取調官側の事情を過度に考慮すべきではない

などの反論がある。この反論に対しても、

□ 指摘されているような検証により、現在行われている取調べ手法を採ること及びこれを通じた真相解明が困難となるが、それが適切とは思われず、他の方法により取調べの適正を確保できる

などの指摘がなされている。

我が国においては、その他の証拠収集手段が限定されている中で、被疑者の取調べにおいて、必要に応じて、時間をかけて被疑者を説得し、真実の供述を得るよう努めている。そのため、被疑者の取調べは、事案の真相を解明するための最も有効かつ重要な捜査手法として機能してきたと評価できる。このような現状では、捜査経験者等を中心とする上記のような指摘を軽視することはできない。したがって、可視化が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える影響について十分な検討を行う必要がある。

この観点からは、更なる調査・検討を通じ、可視化が捜査・公判に及ぼし得る影響の内容、程度を把握する必要がある。そして、これを踏まえ、可視化により実現しようとする目的と国民生活の安全・安心を確保する観点とのバランスを欠くことがないような形で、その実現のための検討を進める必要があると考えられた。

可視化による捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者への影響が

あるとした場合の対応方策については、諸外国の経験や議論に学ぶ必要がある。また、過去の事件において被疑者の供述が占めていた証拠としての重要度や、それらの事件において取調べを録音・録画した場合に想定される影響についての分析、捜査経験者を始めとする関係者からの意見の聴取などをもとに検討する必要があると考えられる。

6 諸外国の制度はどのようなになっているか

(1) 概要

諸外国における取調べの可視化に関する法制等をみると、これまで把握できたところでは、主要国においては、取調べの録音・録画が義務付けられているかどうかについて区々となっている。また、義務付けがなされている国においても、その対象となる犯罪や対象となる部分、義務に違反した場合の法的効果の在り方などについて様々なものがあることが把握できた。もっとも、各国における制度導入の際の議論の内容や録音・録画の実施状況、記録媒体の利用状況等の運用状況については十分に把握できていないことから、今後、これらの点について調査する必要があると考えられた。

さらに、刑事手続の中で取調べが担っている役割は国ごとに大きく異なり、録音・録画を義務付けている国においては、基本的に、取調べにおいて時間をかけて真実を供述するよう説得することはない、あるいは少ないなど、取調べの捜査手法としての重要性が我が国よりも著しく低いのではないかとの指摘もある。そこで、それらの国における主要な証拠収集方法や事件処理の在り方等についても把握する必要があると考えられた。

これまでの検討においては、特にアメリカ、イギリス及び大韓民国における法制度等の概要について検討を行ってきたので、これまでに把握できた事項について整理しておくこととする。

(2) アメリカ

ア アメリカの連邦においては、被疑者取調べの録音・録画は義務付けられておらず、その導入に向けた法案も提出されていない。他方、州については、これまでに把握している限り、全体の約3分の1に当たる17程度の州（特別区を含む。）において、法律、規則又は判例法により、取調べの録音・録画を義務付ける制度が導入されているとされる（以下、これらの州を「実施州」という。）。その余の州においてはこのような制度は導入されていない。

イ 実施州における録音・録画の義務付けの範囲についてみると、まず、い

ずれも、すべての取調べではなく、被疑者の身柄拘束中の取調べを対象としている点で共通している。また、対象となる取調べの主体を警察官と明示し、実施場所も録音・録画機材が配備された警察署の取調室とするなど、更に限定を加えている州もあるようである。さらに、対象犯罪についても、これを限定し、殺人、暴力犯罪など一定の凶悪重大犯罪又は重罪を録音・録画の対象とするところが多いようである。

次に、実施州においては、録音・録画義務に関する何らかの例外を設けている州がほとんどである。例えば、録音・録画機材の故障等により録音・録画が実行不可能な場合、被疑者が録音・録画を拒否した場合等が例外とされているようである。

義務付けの対象となった取調べについて録音・録画が実施されなかった場合の法的効果についても、様々である。例えば、義務違反のみを理由として供述の証拠能力を否定してはならないとの規定を設ける州、当該取調べにより得られた供述について任意性を欠くことが推定されるとする州、当該取調べにより得られた供述の証拠能力を否定する州などがある。

ウ アメリカにおける捜査・裁判の実情をみると、無令状で被疑者を逮捕できることとされており、そのためもあってか、逮捕者数は人口比で我が国の約38倍にのぼるとの指摘もある。同国においては、被疑者には取調べに弁護人の立会いを求める権利があり、実際には、被疑者が弁護人の立会いを求めた場合には以後取調べは行われぬのが通常である。そのほか、取調べ時間も我が国と比較して短いとされるなど、我が国に比して取調べの重要性が低いと考えられる。その反面で、量刑ガイドラインにおいて、被疑者が自白した場合や捜査協力を行った場合の刑の減軽が規定されるなど、被疑者から供述を得るための仕組みが設けられている。さらに、同国においては、活発な司法取引を通じ、被疑者から有罪答弁を得て、大多数の事件が公判審理を経ることなく処理されている。一方、公判審理が行われる場合の無罪率は2割程度と、我が国より高いとされる。

(3) イギリス

ア イギリスにおいては、1980年代に被疑者取調べの録音を義務付ける制度が導入されている。同国においては、警察署で行われる被疑者取調べについて録音が義務付けられているが、その対象からは、略式起訴犯罪と呼ばれる比較的軽微な事案が除外されている。

また、テロ関連犯罪により身柄を拘束された被疑者の取調べについては

別の取扱いをすることとされている。さらに、被疑者が録音に対して異議を申し立てたとき、被疑者が機器のある取調室への入室・滞在を拒否したとき、機器の不具合が生じたときなどについては、例外として、録音しないことも許容され得るとされている。

なお、録音義務に違反した場合については、特段の法的効果は定められていないようである。

イ イギリスにおける捜査・裁判の実情をみると、無令状逮捕が広く認められ、人口比で我が国の約20倍の逮捕が行われている。身柄拘束中の取調べは1回しか行われなことがほとんどで、その時間も30分以内であることが多いとされる。取調べの内容も、真実を供述するよう説得することは基本的になく、被疑者の主張を聞くことに重点が置かれているようである。また、短期間の捜査を経て、我が国より緩やかな起訴基準により起訴がなされているとされる。そのため、いわゆる無罪答弁事件のうち有罪となるものが3割程度に過ぎないなど、我が国に比べて無罪率がかなり高いとされる。他方、より早い機会に有罪答弁をするとより大きな刑の軽減を受けられるという制度が導入されるなど、被告人から供述等を得るための仕組みが設けられている。

(4) 大韓民国

大韓民国においては、2008年1月に施行された改正刑事訴訟法により、取調べの映像録画制度が導入された。これは、検察官の裁量によって取調べの映像録画を実施することができることとするものである。同国においては、取調べの映像録画は、主に自白事件や簡易事件で活用され、複雑又は否認事件では検事の業務負担等の影響のため活用度が低いとされている。また、全事件に占める映像録画が実施された事件数の割合は、数パーセント程度であるとされている。

(5) まとめ

その他の諸外国の法制度の概要についても、今後の勉強会等において把握に努めることとしている。

いずれにしても、諸外国の可視化に関する制度が現実にどのように機能しているのかなどについては、現地に赴き、実際の捜査・公判の在り方を調査・見聞することでしか把握できない部分がある。そこで、諸外国における可視化及び関連諸制度の運用の実情について調査を行う必要があると考えられた。

第3 調査事項

これまでの検討により、国内外における調査を実施すべき事項が明らかとなってきた。これらの調査のうち可能なものについては既に開始しているところであるが、今後も、順次調査を進めることとする。

このような調査を遂行するため、WGの下に刑事局長を責任者とする調査プロジェクトチームを設けて刑事局担当者をその構成員とし、必要に応じてその他の検事の協力も得ることとする。今後1年程度をかけて国内外の調査を一体的に遂行し、その成果は、随時、WGに報告するものとする。

国内における調査の概要は別紙3、国外における調査の概要は別紙4のとおりである。

第4 今後の取組方針

1 国家公安委員会委員長との協議

国家公安委員会委員長におかれては、かねて、捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会を設け、取調べの可視化を含む捜査の在り方全般についての検討を開始されている。

捜査の主要部分が警察によって担われている現状にかんがみれば、可視化の実現に向け、警察を所管する国家公安委員会委員長と密接に協議を行いながら作業を進めることは、極めて重要である。

そこで、本年7月を目途として同委員長と法務大臣との間で協議を開始し、継続的に、双方の検討を踏まえた意見交換、検討方針の確認等を行っていくこととする。

2 検討の方向性

今後の勉強会においては、上記調査・協議を踏まえつつ、以下のような方針の下、取調べの可視化を実現するために検討を継続することとする。

(1) 実務に即した現実的な形での取調べの可視化を実現するため、その対象とする事件や範囲について検討を行う。

すべての事件を一律に録音・録画の対象とすることについては、前述したとおり、以下のような実務上の課題が明らかとなっている。

① 膨大かつ多様な事件のすべての取調べについて録音・録画を実施するのは可視化により実現しようとするメリットに見合わない多大な負担・コストを要することとなるのではないかと

- ② 実際問題として録音・録画の実施が困難な場合があるのではないか
- ③ 訴訟当事者や裁判官、裁判員において相当長時間に及ぶ取調べ状況の記録を視聴しなければならないこととするのは現実的ではないのではないかなど。

これらの実務上の課題を踏まえると、全事件の可視化は現実的ではないといわざるを得ない。そこで、今後の検討においては、可視化の目的に照らして実施の必要性が高く、また、早期かつ円滑に実現可能な具体的事件や取調べの範囲について検討することとする。

- (2) 録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える影響や有用性についても調査・検討の上、その具体的な在り方についての検討を進める。

ア 被疑者取調べの全過程を録音・録画することについては、これが捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に影響を及ぼすのではないかとする種々の指摘がなされている。これに対しては、様々な反論もなされている。もっとも、このような懸念が現実化した場合には、犯罪者の適正な処罰を実現することが困難となり、ひいては国民生活の安全・安心が脅かされるという重大な社会的影響をもたらすこととなり得る。

そこで、調査の成果等を踏まえ、録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える影響についても更に検討しながら、録音・録画の具体的な在り方について検討を進めることとする。その過程では、取調べの可視化により実現しようとする目的と取調べを通じた真相の解明等刑事司法制度の適正な機能の確保とのバランスを欠くことがないように、録音・録画の対象とする取調べの範囲についても検討を加えることとしたい。また、今後の調査・検討の過程において、上記のような可視化の影響についても吟味しつつ、必要に応じて、新たな捜査手法の導入などについても検討することとしたい。

イ また、被疑者の知的能力等に起因する一定の事情によっては、被疑者が取調べに迎合して虚偽自白に至るおそれがあると指摘されている。そのため、このような事情が認められる被疑者については、自白の信用性を検討する手段として録音・録画を用いることが有用であるとの指摘がある。その一方、録音・録画によりかえって被疑者の供述が真実であるかのような印象を与えるおそれもあることから、そのような効果も含めた検討を行う必要があるなどの指摘もなされている。

そこで、知的能力等に起因する一定の事情が認められる被疑者について、
自白の信用性を検討する手段としての録音・録画の在り方についても、今
後、調査・検討することとしたい。

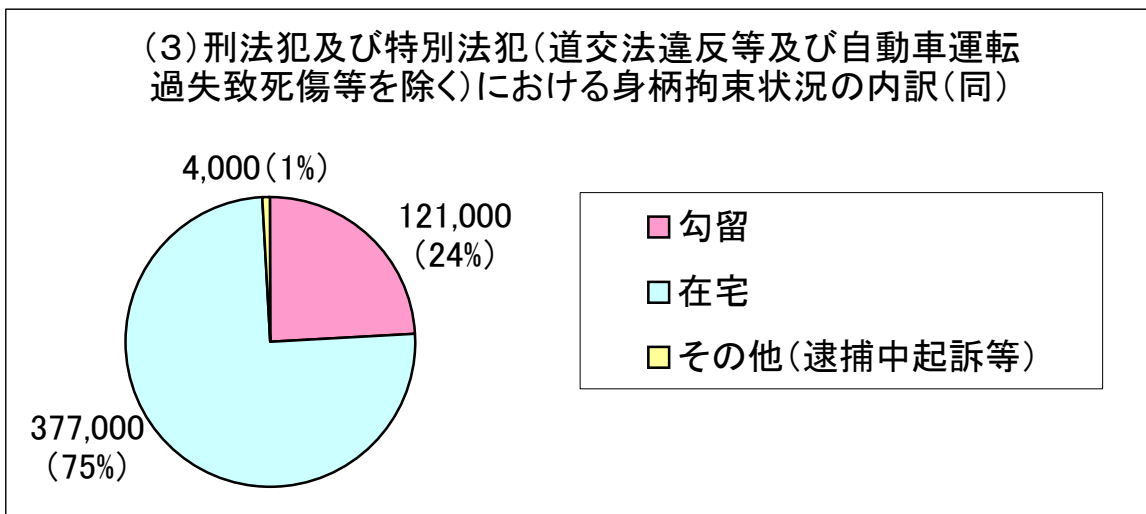
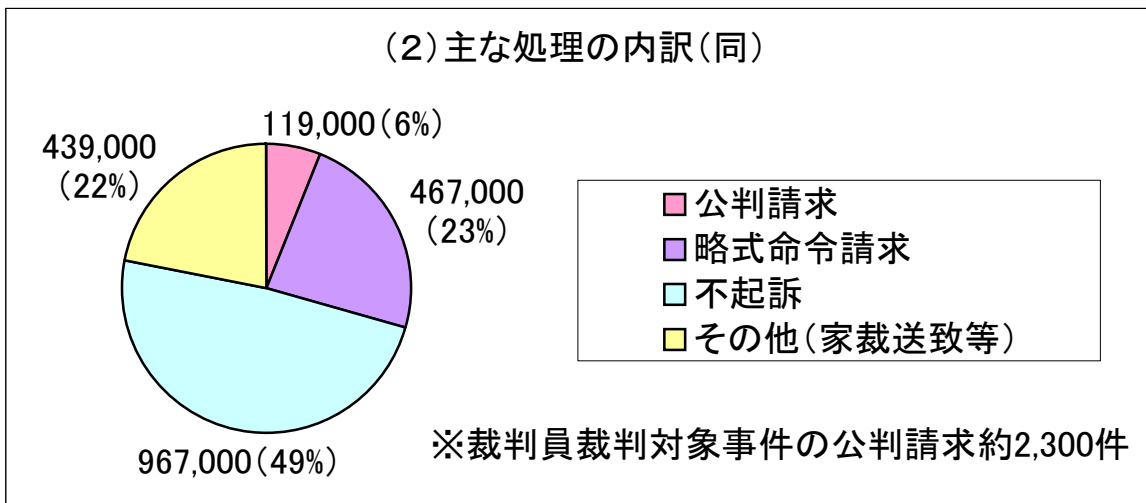
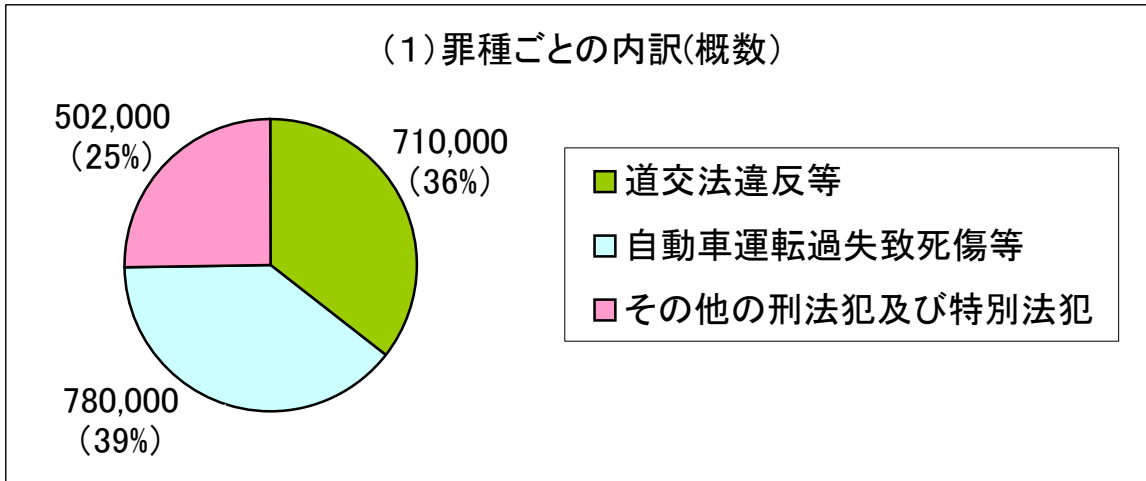
- (3) 平成23年6月以降のできる限り早い時期に、省内勉強会としての検討の
成果について取りまとめを行う。

勉強会及びWGにおいては、今後も、調査の成果や国家公安委員会委員長
との協議等を踏まえつつ、上記方針に沿って、取調べの可視化の具体的な在
り方に関する検討を継続する。調査結果の一応の取りまとめが可能となる平
成23年6月以降のできる限り早い時期に、勉強会としての検討の成果につ
いて取りまとめを行う。

事件数の内訳について(平成20年)

1 検察庁新規受理人員

約199万2,000件



2 微罪処分

約11万4,000件

取調べの適正確保方策等

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	内容	
弁護人による弁護活動	法律		最高裁判決 (面会接見)	被疑者国選弁護の導入			被疑者国選弁護の拡大	○死刑又は無期若しくは長期3年を超える有期の懲役又は禁錮に当たる罪が対象 ○平成21年は6万件以上で選任	
	検察					接見への配慮		①被疑者からの接見したい旨の申出を直ちに弁護人等に連絡 ②弁護人等からの申出があった場合、直ちに又はできる限り速やかに接見の機会を付与 ③①②の申出及び対応措置を記録	
	警察					接見への配慮			
取調べに関するもの	検察	取調べ状況等報告書			検察官調書作成手順の明確化	取調べへの配慮		①やむを得ない理由がある場合のほか、深夜又は長時間にわたる被疑者の取調べを避ける ②被疑者取調べにおいて少なくとも4時間ごとに休憩をとるよう努める など	
						取調べ状況等報告書への署名指印			○逮捕又は勾留されている者を取調室等で取り調べた場合、取調べ状況等報告書を作成 ○同報告書の作成後、被疑者に記載内容を確認させ、署名指印を求める
						録音録画の試行開始			
	警察	取調べ状況報告書等				取調べ時間の管理の厳格化		○犯罪捜査規範に、深夜又は長時間にわたる取調べを原則として避けなければならない旨規定 ○1日8時間を超えて取調べを行うとき等は本部長等の事前の承認が必要 など	
						取調べ状況報告書等への署名指印			○逮捕又は勾留されている者を取調室等で取り調べた場合等において、取調べ状況報告書等を作成 ○同報告書の作成後、被疑者に記載内容を確認させ、署名指印を求める
						録音録画の試行			
決裁官等による適正確保方策	検察					不満等への対応		①被疑者取調べに関して不満等の申入れがなされたとき、決裁官にその内容を報告し、決裁官において所要の調査を行って必要な措置を講じる ②調査結果及び講じた措置を弁護人等に適時可能な範囲で説明 ③申入れ等の内容、調査結果、講じた措置等を記録し事件記録に編てつ	
	警察					取調べ監督制度の導入		都道府県警察本部の取調べ監督業務を担当する課から指名された取調べ監督官が、被疑者取調べの状況を確認し、身体への接触等監督対象行為が行われていないか確認 など	
証拠開示	法律		証拠開示の拡充					いわゆる類型証拠及び争点関連証拠の開示により、証拠開示の範囲が大幅に拡充	

【注】 足利事件：平成3年起訴 氷見事件：平成14年起訴 志布志事件：平成15年起訴

国内調査計画の概要

調査事項		具体的内容
1	取調べの実態に関する調査	取調べの主体、場所、回数、時間等についての実情をサンプル調査する。 また、事件ごとの警察官・検察官により行われた被疑者取調べの回数、各回ごとの時間等をサンプル調査する。
2	任意性等の争いに関する実情調査	公判で自白等の任意性が争いになった事件や取調べに関する事情により自白の信用性が否定された事件等を網羅的に把握し、任意性等に関する争いが生じた事件数、その争いの内容や任意性等が否定された事件におけるその理由等について詳細に調査する。
3	検察・警察における取調べの録音・録画の調査	裁判員制度対象事件について、①録音・録画を行った事件では、録音・録画を行う前後における被疑者の供述態度の変化の有無、DVDを証拠開示あるいは公判提出したか、任意性の効果的・効率的立証に有効であったかなどを、②録音・録画を行わなかった事件では、その理由等を幅広く調査する。
4	取調べの適正確保方策等の運用状況調査	逮捕・勾留中の被疑者から弁護人等との間の接見や弁護人選任の申出があった件数、当該申出に対してとった措置の内容等に関して統計的な調査を行う。
5	既済事件記録の検討	過去の事件記録を精査することにより、取調べにより被疑者から供述を得ることができなければ起訴・有罪に至らなかったと考えられる事例があるかなど、犯罪の立証において自白が果たしている役割や可視化による供述内容への影響、自白に代わる証拠収集方法の有無等を把握する。
6	関係文献の収集・分析	法律分野はもとより他の分野も含めた専門家、被疑者・被告人の立場にあった者、警察官等の捜査実務を経験してきた者、ジャーナリストとしての経験を有する者らによる文献・資料を収集し、分析を進める。また、この問題に関連する諸制度や議論の状況等についての外国文献も、できるだけ収集・参照する。
7	捜査経験者等からのヒアリング調査	実際に取調べに当たってきた者に協力を求め、個別事件における捜査の秘密を害しない範囲で、ヒアリングを行う。その他に、どのような方から意見をうかがうべきかについて、引き続きWGで検討する。

国外調査計画の概要

1 調査の目的・方法等

- 可視化実施国等を中心として、それらの国等における可視化が、いかなる目的を持った制度として設計されているのか、それぞれの国等における刑事制度の中で現実にどのように運用されており、どのような効果を挙げ、いかなる問題に直面しているのか、可視化により取調べによる真相解明への影響が生じていないのか、更には、各国における主要な証拠収集方法や事件処理の在り方などについて、捜査・公判の現場における実施・運用状況を見聞し、現場の捜査担当者から得られる生の情報を収集することを含め、各国における実情を把握するよう努める。
- このような観点から、千葉法務大臣においては、既に大韓民国における視察を行っているほか、加藤法務副大臣においても、文献調査が比較的困難な欧州の国について、自ら視察を行うことを検討している。また、これらの各国等の実務に即した調査を行うためには、調査対象となる国等ごとに相応の期間を必要とするほか、それらの国等の刑事手続の全体像やそれと可視化との関連性についても調査・理解することが必要であることから、相当数の検事らを調査員として各国捜査機関等に派遣し、より実効性のある調査を行う。

2 派遣先国（予定）

アメリカ（連邦及び州）、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、オーストラリア、大韓民国、香港、台湾

3 派遣人員

検事20人程度